

令和5年度「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)」実施要綱

1 趣旨

青少年の非行情勢については、刑法犯少年の検挙人員は毎年減少していたが、令和4年度に微増に転じ、令和5年度でも検挙人員の増加傾向は続き、令和5年9月末時点では前年よりも36.4パーセント増加(暫定値)している。

自転車盗などの初発型非行や傷害などの粗暴犯の増加のみならず、少年による、いわゆる「闇バイト」と称されるSNS上で実行犯を募集する手口による犯罪への加担や大麻乱用のまん延が社会問題となっている。

青少年の被害現状については、スマートフォンやSNSを始めとする様々な機器・サービスが急速に普及し、SNSに起因する事犯の被害児童数は、高い水準で推移するなど、青少年の犯罪被害は深刻な状況にある。

本年7月には刑法が一部改正され、いわゆる性交同意年齢を「13歳未満」から「16歳未満」に引き上げ、13歳以上16歳未満の者に対する性的行為について、相手方が5歳以上年長の場合には処罰し得ることになったことに加え、16歳未満の若年者が性被害に遭うのを未然に防止するために、おいせつの目的で、不当な手段を用いて面会を要求した者等を処罰することになったことから、広く周知を図り厳正に対処していく必要がある。

次代を担う青少年の育成は、県民全体に課せられた責務であり、自治体、関係団体等がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行・被害の防止のための取組を進めることが必要である。

このため、多くの青少年が冬季休暇に入り、イベントも多く行われる12月から1月にかけて、「インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止」を最重点項目とした「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)」を実施することとする。

2 期間

令和5年12月20日(水)から令和6年1月10日(水)までの間

3 スローガン

非行の芽 はやめにつもう みな我が子

4 主催

愛知県

愛知県教育委員会

愛知県警察本部

愛知県青少年育成県民会議

5 運動の重点項目等

(1) 最重点項目

インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止

(2) 重点項目

- ・ 有害環境への適切な対応
- ・ 薬物乱用対策の推進

- ・ 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- ・ 再非行（犯罪）の防止
- ・ 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応

6 実施事項

(1) インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止

ア 自撮り被害防止アプリの利用等についての啓発活動の推進

青少年へのスマートフォンの普及に伴い、だまされたり、脅されたりして青少年が自分のわいせつ画像を撮影させられた上、メール等で送られる、いわゆる「自撮り被害」の被害人数は、高い水準で推移している。

この現状を改善するために、青少年が、自分や友人等のわいせつ画像をスマートフォンで撮影した場合に、青少年と保護者のスマートフォンに通知し、わいせつ画像の削除を促すアプリ「コドマモ」の普及促進等を図っていく。

また、フィルタリングの更なる利用促進や「親子のルールづくり」、コンテンツや利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能の積極的な活用等についての啓発を引き続き推進する。

なお、こうした取組にあたっては、地方公共団体、関係事業者、PTA及びその他関係団体等が連携して取り組む。

イ 保護者等に対する積極的な広報啓発活動の推進

こどもの被害については、最も身近な立場にある保護者が、被害に遭ったことのサインを見逃さないことが求められることから、青少年自身はもちろん、その保護者に対しても、警察や教育機関などの関係機関を通じて、改正刑法等の概要、犯罪被害等の実態、自撮り被害防止アプリ「コドマモ」の活用、国の性暴力に関するSNS相談「Cure time（キュアタイム）」等の相談窓口について、あらゆる機会を通じて積極的な広報啓発を実施する。

ウ SNS利用に起因する児童買春、児童ポルノ事犯等の取締り等の強化

インターネットを通じた青少年の犯罪被害の防止を図るため、SNS利用に起因する児童買春、児童ポルノ事犯等の取締りを強化するとともに、16歳未満の者に対し、わいせつ目的で、不当な手段を用いて面会要求をした者等に対する取締りを強化する。

エ 児童買春等を誘引・募集するなどの不適切な書き込みへの対策の推進

サイバーパトロールにより、インターネット上において、児童買春等を誘引・募集する等の不適切な書き込みの発見に努め、不適切な書き込みに対しては、SNS事業者による自主的な削除措置や書き込みを行った者に対する注意・警告等を推進する。

(2) 有害環境への適切な対応

ア いわゆるJKビジネス等に係る被害防止対策の徹底

青少年が、いわゆる「JKビジネス」等に係る被害を受けることがないように、学校や関係機関を通じて児童やその保護者を始めとする社会全体に対して被害事例や相談窓口、被害に遭わないための対処法等について積極的な広報啓発を行うほか、風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働きかけを行う。

イ 愛知県青少年保護育成条例に基づく対策の徹底

愛知県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）に基づき指定された調査員により、図

書類取扱事業者等に対して、有害図書類の区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等しないこと等の調査を実施する。

また、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックスの深夜営業施設については、青少年の深夜の入場を禁止する旨の掲示の有無を確認し、営業者に対しては、青少年の深夜の立入制限の措置を要請するなど、条例に規定された内容が遵守されるよう努める。

ウ 20歳未満の者の飲酒・喫煙防止対策の推進

成年年齢については、18歳に引き下げられた一方で、引き続き20歳未満の者の飲酒・喫煙が禁止されることから、酒類・たばこ販売窓口における年齢確認の徹底を図るなど、酒類・たばこの20歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(3) 薬物乱用対策の推進

ア 薬物乱用防止に関する指導の充実

学校における薬物乱用防止教育の充実のほか、家庭や地域社会、関係機関等が一体となった薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、青少年による大麻の乱用が拡大しており、青少年への更なる広がり懸念されることから、青少年、保護者、地域の指導者等に対して、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用やオーバードーズの危険性や有害性に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

イ 再乱用防止対策の充実強化

警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物を乱用する青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努める。

(4) 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

ア 不良行為少年の早期発見及び的確な助言指導

警察を始め、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動を展開し、飲酒・喫煙や深夜はいかないなどの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導を行う。

イ ストーカー事案の抑止に向けた対策の推進

青少年がストーカー事案の被害者にも加害者にもならないよう、警察、教育機関等の関係機関が連携して、防犯教室等様々な機会を捉え、ストーカー行為等の被害の実態、具体的事例、予防・対応方法、被害に遭った際の相談窓口等について、積極的な広報及び教育による啓発を推進する。

ウ 初発型非行（犯罪）の未然防止のための環境づくりの促進

万引きや自転車盗等が犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を青少年に身に付けさせるため、学校における非行防止教室の開催等の取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、青少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

エ 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない取組の推進

近年、青少年が遊興費欲しさに、安易な考えから現金を受け取る役割の「受け子」等としてオレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺に加担している現状に鑑み、非行防止教室の開催等にとど

まらず、青少年を犯行に誘い込む手口等について積極的な情報発信や、特殊詐欺で検挙した青少年と不良交友関係にある青少年への注意喚起に努めるなど、青少年を特殊詐欺に加担させない取組を推進する。

加えて、特殊詐欺に限らず、SNS等で募集されているいわゆる闇バイトなどの勧誘に軽はずみに応じることは、重大な犯罪に関与することになりかねないこと等について啓発する。

オ 青少年の「居場所」づくりの推進

ボランティア活動、スポーツ・文化活動等の体験活動を推進することにより、青少年が多様な交流体験を経験しながら、社会性・主体性を育むことができるようにするとともに、地域における青少年の「居場所」づくりを推進する。

(5) 再非行（犯罪）の防止

ア 広報啓発活動の推進

青少年が非行を繰り返さないようにするため、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）や「愛知県再犯防止推進計画」等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、県民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

イ 青少年を支える体制づくり等の取組の推進

青少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の青少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくりなどの取組を一層推進する。

ウ 相談への的確な対応と就労支援・就学支援の一層の推進

地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、より的確に対応する。

特に、民間ボランティア団体、職業安定機関、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労及び修学支援を一層推進する。

(6) 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応

ア 相談窓口における対応の充実と周知の徹底

重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている青少年が一人で悩み・苦しむことのないよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなどによる支援の活用を図るとともに、「24時間子供SOSダイヤル」、SNS相談「あいちこども相談」、「こどもの人権110番」、児童相談所虐待対応ダイヤル「189番（いちはやく）」、「ヤングテレホン」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。

イ 関係機関の連携

様々な大人が関わり、青少年を見守る体制を構築するため、学校と警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等においても、児童生徒が自分や友人の安全に関する不安や懸念を周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の校内における周知やPTA等との連携を進める。

ウ 問題行動の早期把握と再発防止に向けた取組の推進

学校非公式サイト、プロフィールサイト、SNS等における誹謗中傷の書き込み等「インタ

「インターネット上のいじめ」も含め、重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした青少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取組を推進する。

7 具体的な運動の進め方

(1) 愛知県及び愛知県青少年育成県民会議が進める運動

愛知県及び愛知県青少年育成県民会議は、関係機関・団体の協力を得て、次の事業を行うものとする。

〈行事等〉

- ア 有害役務営業の実態把握及び条例に基づく調査の実施
- イ 地域住民、事業者等が主体となった青少年の健全育成活動への支援
- ウ 非行・被害防止と健全育成に関する相談機関の周知と利用促進

〈広報等〉

- オ 各種広報活動
- カ 県地方機関、県民会議参加機関・団体及びその他主要事業所における啓発看板の掲示
- キ その他条例の周知を図るための啓発活動

(2) 愛知県教育委員会が進める運動

- ア 冬季休業中の非行・被害防止を進めるための生徒指導担当者会議等の開催
- イ 非行・被害の防止を推進する各種事業の実施
- ウ 警察等と連携した夜間や繁華街等に重点をおいた校外補導活動の推進
- エ 冬季休業中における生徒指導の推進

(3) 愛知県警察本部が進める運動

- ア 街頭補導等による青少年の性被害の未然防止
- イ 被害少年等の立ち直り支援活動の推進
- ウ 児童買春、児童ポルノ事犯等の取締りの強化
- エ 有害役務営業に対する指導・取締りの推進
- オ サイバー犯罪防止、薬物乱用防止など非行・被害防止教室の開催
- カ 非行少年等の検挙・補導活動の強化
- キ 少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない取組の推進
- ク 暴走族等の取締り
- ケ SNSに起因するこどもの性被害等の防止のための広報啓発活動

(4) 市町村、市町村教育委員会、青少年育成県民会議参加機関・団体が進める運動

市町村は、この運動の中核となり、教育委員会、警察、その他関係機関・団体と緊密な連携をとり、実情に即した具体的な実施計画を策定し、地域を挙げて積極的な運動を展開するものとする。

また、各地域の参加機関、団体は、関係方面との連携の下に、具体的な実施計画を策定し、組織を挙げて積極的な運動を展開するものとする。

8 報告

市町村及び参加機関・団体は、別添様式に実施結果を取りまとめ、新聞掲載記事、広告物等と合わせ、次に掲げるところにより令和6年1月22日（月）までに報告するものとする。

(1) 本庁へ直接報告（提出部数1部）

- ア 運動の範囲が複数の市町村に及ぶ参加機関、団体の実施結果
- イ 名古屋市の実施結果

(2) 事務所等を経由して本庁へ報告（提出部数2部）

市町村（名古屋市を除く）の実施結果

(3) 市町村及び事務所等を経由して本庁へ報告（提出部数3部）

一市町村内で運動を行った参加機関・団体の実施結果

～ 報告イメージ図 ～

